

## 関西看護医療大学学生規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、関西看護医療大学（以下「本学」という。）の学生が学生生活において遵守すべき事項を定めるものとする。

### (誓約書及び学生カード)

第2条 新たに本学の学生となる者は、別に定める期日までに、学長に誓約書を提出しなければならない。

2 学生は、所定の期日までに、学生カードに所要の事項を記入して提出するものとする。

### (学生証)

第3条 学生は、常に学生証を携帯しなければならない。

2 学生は、学生証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

3 学生は、学生証を紛失し、汚損し、又は破損したときは、速やかに学生証再交付願を提出し、再交付を受けるものとする。

4 学生は、前項の再交付を受けるに際し、汚損又は破損に係る申請の場合は当該交付願の提出時に当該学生証を添えるものとし、又は紛失した学生証を発見したときは、速やかに当該学生証を学務課に届け出なければならない。

### (健康診断)

第4条 学生は、毎年定期的に行う健康診断を受けるものとする。

2 学生は、前項の健康診断の結果に基づき、本学が行う保健指導上の指示に従うものとする。

### (各種証明書等の申請)

第5条 次の各号に掲げる証明書等が必要なときは、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

(1) 在学証明書等 証明書等発行願

(2) 学生旅客運賃割引証 学生旅客運賃割引証交付願

### (届の提出)

第6条 次の各号に掲げる住所等の変更が生じたときは、当該各号に定める書類により、速やかに届け出なければならない。

(1) 住所の変更 住所変更届

(2) 姓名の変更 改姓届

(3) 保証人氏名・住所の変更 保証人変更届

(願の提出)

第7条 次の各号に掲げる休学（期間の延長を含む。）等をするときは、当該各号に定める書類を提出し、学長の許可を受けなければならない。

- (1) 休学又は休学期間を延長しようとするとき 休学願
- (2) 復学しようとするとき 復学願
- (3) 退学しようとするとき 退学願

(団体の設立等)

第8条 学内において、団体及びクラブ活動等（以下これらを「団体」という。）を設立しようとするときは、その責任者は、学生団体設立許可願を提出し、学長の許可を受けるものとする。

- 2 学生は、前項の団体の設立に当たっては、本学の教員又は職員のうちから、顧問を定めるものとする。
- 3 団体は、名称、規約・会則、代表者又は顧問を変更しようとするときは、学生団体規約等変更願を提出しなければならない。
- 4 団体の代表者は、毎年5月末までに学生団体活動報告書を提出するものとする。

(学外団体への加入)

第9条 学外の団体に加入しようとする団体は、学外団体加入届を提出するものとする。

- 2 団体の代表者は、学外団体を脱退したときは、速やかに学外団体脱退届を提出するものとする。

(団体の解散)

第10条 団体の代表者は、当該団体が解散したときは、速やかに学生団体解散届を提出しなければならない。

- 2 学長は、団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該団体の解散を命ずることができる。
  - (1) 本学の教育研究活動を妨げたとき。
  - (2) 学則その他諸規程等に違反したとき。
  - (3) 団体活動中の事故発生等により、団体の運営が円滑に行われなくなったとき。
  - (4) 団体の構成員が不祥事に関係し、当該不祥事が団体活動と密接な関係があったとき。
  - (5) 団体活動が長期にわたって行われなかったとき。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、学長が特に必要があると認めるとき。

(集会等及び寄附募集等)

第11条 本学の内外において、集会、行事、寄附募集、物品販売、署名活動その他これらに類する行為（以下「集会等」という。）を行おうとする学生又は団体は、あらかじめ、集会等開催願を提出しなければならない。

2 学長は、前項の提出があった場合において、適当と認めるときは、許可するものとする。

(集会等の解散)

第12条 学長は、集会等が本学の目的及び使命に著しく反すると認められるとき、その他特に必要があると認めるときは、当該集会等の解散を命ずることができる。

(学内掲示)

第13条 学生又は団体は、学内において文書、立看板等（以下「掲示物」という。）を掲示しようとするときは、その掲示責任者を定め、7日前までに学生用掲示板等使用願に当該掲示物を添えて提出し、学長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、許可しないものとする。

- (1) 掲示物が特定の個人、団体等を誹謗し、又はその名誉・信用を傷付けるもの
- (2) 使用願に虚偽の事項を記載したもの
- (3) 掲示物の内容、形状、大きさ等が品位を欠くもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、学長が特に必要があると認めるとき。

(掲示物の撤去)

第14条 前条の規定により許可する場合においては、掲示期間は原則1週間以内とし、当該期間が満了したときは、責任者は速やかに当該掲示物を撤去しなければならない。

2 学長は、掲示物が次の各号のいずれかに該当するときは、当該掲示物の撤去を命じ、又はこれを撤去することができる。

- (1) 掲示期間を経過したもの
- (2) 許可を受けた内容と相違するもの
- (3) 検印がないもの
- (4) 学長が指定した場所・方法以外の方法で掲示したもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、学長が不相当と認めたもの

(印刷物の発行又は配布)

第15条 本学の内外において印刷物等を発行し、又は配布するときは、当該印刷物等は本学の名誉・信用を傷付け、又は他人に迷惑が掛かる内容であってはならない。

(補則)

第16条 この規程に定めるもののほか、学生生活に関して必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年1月23日から施行する。